

大和市告示第107号

公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの公益通報処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

大和市長 大 木 哲

公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの公益通報処理要綱の一部を改正する要綱

公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの公益通報処理要綱（平成18年大和市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とし」を加え、「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「ことにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的」を「もの」に改める。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

第3条第2項中「民間事業者による信書の送達に関する法律」の次に「（平成14年法律第99号）」を加える。

第4条第3項中「第11条」を「第14条」に改める。

第9条中「第6条第2項に規定する」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。